# 総務財政委員会報告書(案)

平成 年 月 日

北九州市議会議長 戸 町 武 弘 様

総務財政委員会委員長 西 田 一

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101 条の規定により報告します。

記

#### 1 調査事件

#### (1) 特区について

国家戦略特区は、国が定める区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、国際経済環境の変化その他の経済・社会情勢の変化に対応して、経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的としており、本市は平成28年1月29日に正式に指定された。

指定後は、規制の特例措置が適用されることから、当該区域においてはこれまで不可能であった事業の実施が可能となり、より大胆な発想で効果的な事業に取り組むことができるようになる。

本委員会は、国家戦略特別区域指定の重要性に鑑み、本市の特区事業について調査を行うこととした。

### (2) 行財政改革について

少子・高齢化や急速な人口減少の課題に直面する中にあって、多様な行政需要に対応していくためには、より一層の選択と集中を行いながら、持続可能で安定的な財政の確立・維持に取り組まなければならない。

このため、多くの人を呼び込むためのにぎわいづくりの事業に取り組む一方で、 常に市政の見直しを行う努力も必要である。

本委員会は、このような点を踏まえ、本市の行財政改革について調査を行うこととした。

### 2 調査の経過及び結果

- (1) 特区について
- 平成28年4月12日 総務財政委員会 本市の国家戦略特区の取り組みについて、当局から説明を受けた。

主な説明内容は、国家戦略特別区域指定までの経緯、本市の取り組み内容・体制、区域計画案及び規制改革メニューに関するものであった。

### (説明要旨)

経緯

平成27年12月15日 国家戦略特別区域諮問会議において北九州市が国家

戦略特別区域に指定されることが決定

平成28年1月29日 国家戦略特別区域を定める政令改正により国家戦略

特別区域に指定

平成28年3月24日 本市にとって初の国家戦略特別区域会議が開催

### ② 概要

テーマ

高年齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への 対応

- 主な取り組み
  - ア 先進的介護・高齢者活躍拠点の形成
  - イ 創業・雇用創出拠点の形成
  - ウ 国内外の交流・インバウンド拠点の形成
- ③ 今後の予定
  - ・ 内閣総理大臣が出席する国家戦略特区諮問会議(4月開催予定)で区域 計画(案)が諮られ、内閣総理大臣の認定をもって、正式に特区事業を開 始。
- ④ 区域計画に掲載された特区事業
  - ・ 介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装
  - シニア・ハローワークの設置による高年齢者等への重点的な支援
  - エリアマネジメントの民間開放によるまちの賑わいの創出
  - ・ NPO法人設立の際の縦覧期間の大幅な短縮による設立の促進

#### ≪委員の主な意見≫

- 予算も含めて、特区に関する広報の拡充を図られたい。
- ・ 国家戦略特区そのものの仕組みや内容について、市民に十分周知されたい。
- ・ エリアマネジメントの民間開放については、幅広く民間の意見を取り入れる仕組みを検討されたい。
- ・ 官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化について、市役所にはそこまでの余 裕はないのではないか。
- ・ 介護ロボット等を活用した先進的介護により、介護を受けた人が、ロボットによる介護を受けていない人と比べてどう変わったかという点についても評価対象とするべきではないか。
- 平成28年6月16日 総務財政委員会

国による区域計画の認定、各事業の進捗状況、にぎわいのあるまちづくりワー

キンググループ会議等について、当局から説明を受けた。

### (説明要旨)

- ① 区域計画の認定
  - エリアマネジメントに係る道路法の特例(5事業)
  - NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例
  - ・ ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例
  - ・ 高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の 設置
- ② エリアマネジメントの民間開放(国家戦略道路占用事業) 実績(近況)
  - 小倉都心地区 4月27日(水)~5月10日(火)【14日間】延べ約550,000人
  - 小倉都心地区 5月1日(日)~ (5月22日まで 延べ約 14,000人)
  - ・ 八幡駅前地区 5月2日(月)、19日(木) 【2日間】延べ約 5,000人
  - 門司港地区 5月3日(火)~5日(木) 【3日間】延べ約140,000人
  - 門司港地区 5月4日(水)~5日(木) 【2日間】延べ約30,000人
- ③ にぎわいのあるまちづくりワーキンググループ(全体会)議事要旨 日時:平成28年5月24日(火)10:00~11:40

場所:北九州市役所本庁舎5階プレゼンルーム

#### (発言要旨)

- ・ 外国人の方々に向けて言語インフラの整備が必要。
- ・ 地元の雇用につながる留学生や北九州在住の外国人などを活用すべき。
- ・ 富裕層が泊まれる(泊まりたがる)宿泊施設がない。
- 目的と宿泊をセットにし、具体的に商品化していくことが必要。

## ≪委員の主な意見≫

- ・ 幅広い年代から意見が取り込めるよう検討し、事業に反映されたい。
- 季節を意識したイベントの実施について検討されたい。
- ・ 認可制事業の権益保護を意識して、事業に取り組まれたい。
- エリアマネジメントで道路を利用する場合、安全面に十分配慮されたい。

#### ○ 平成28年7月20日 総務財政委員会

介護ロボット等を活用した先進的介護の実証事業の開始、特区民泊の検討状況 及び国際戦略特区推進セミナーの開催結果について、当局から説明を受けた。 (説明要旨)

- ① 介護ロボット等を活用した 「先進的介護」の実証事業の開始について 「サポートセンター門司」及び「好日苑大里の郷」の2施設において介護 ロボット等を導入し、作業分析を通じて得られたデータ等を参考に、介護現 場に導入可能なロボット等の検討を行う。また、実証結果や介護職員等の意 見を開発側に提案し、今後の介護ロボット等の開発・改良につなげていく。
- ② 特区民泊の検討状況について 既存のホテル・旅館との役割分担や補完性、地域住民の方々に迷惑や不安

を与えないように十分配慮しつつ、「自然体験」と「地域住民との交流」を テーマに特区民泊を実施し、賑わいのあるまちづくりを推進する。区域計画 の認定を受け、施設の使用期間等を規定する条例を制定する

③ 国家戦略特区推進セミナーの開催結果について

日時: 平成28年7月7日(木) 13:00~15:00

場所:商工貿易会館2階 多目的ホール

参加人数:約150名(市民、企業、金融機関、大学関係者、自治体職員等)

### ≪委員の主な意見≫

- ・ 介護ロボット等を活用した先進的介護の実証結果を公表し、地元企業による開発につなげるよう努められたい。
- ・ 本市らしい民泊のコンセプトを検討されたい。
- 平成28年8月17日 総務財政委員会

シニア・ハローワーク戸畑の概要、外国人滞在施設経営事業に関する条例案の 概要に対する意見募集及び新たな規制改革提案について、当局から説明を受けた。 (説明要旨)

① シニアハローワーク戸畑について

高年齢者等の就職支援を重点的に実施するため、全国初となる50代からの 就業相談窓口を開設するとともに、おおむね 50 歳以上の求職者に特化した 就職支援を実施。

② (仮称)北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 案の概要に対する意見の募集について

施設を使用させる期間、立入調査等の権限、近隣住民への事前説明、手数料等に関する規定を盛り込んだ条例案について、平成28年8月25日(木)から9月23日(金)までの間、市民意見の募集を実施。

- ③ 国家戦略特区に係る新たな規制改革提案について 平成28年7月29日付で下記4項目の新たな規制改革を提案。
  - ・ アマチュアスポーツ選手の在留資格取得に係る要件緩和
  - ・ 大規模国際大会および関連イベント等における資格外活動許可を取得した外国人材の積極的活用
  - ・ インフラ点検ロボットの社会実装に向けた試験的実施
  - 完全無人運転による公共交通車両の運行

#### ≪委員の主な意見≫

- ・ シニア・ハローワークが対象とする 50 歳以上の求職者に限定した広報を 検討されたい。
- ・ 企業訪問や市役所が率先して求人することにより、シニア・ハローワーク での多数の求人件数の確保に努められたい。
- 特区民泊において、自然体験、地域住民との交流というテーマを明確にし、 多くの外国人が呼び込めるよう努められたい。

特区民泊において、滞在者のニーズに応えられるよう、郊外への交通アクセスの確保について検討されたい。

### ○ 平成28年9月29日 総務財政委員会

国家戦略特別区域会議への提案及び外国人滞在施設経営事業に関する条例案の概要に対する市民意見の募集結果等について、当局から説明を受けた。

### (説明要旨)

- ① 国家戦略特別区域会議への提案について 平成28年9月30日(金)の国家戦略特別区域会議において、滞在施設の旅館 業法の適用除外(特区民泊)及び特産酒類の製造事業(構造改革特区の特例) について新たに提案予定。
- ② (仮称) 北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例 案の概要に対する市民意見の募集結果等について

16件 3人 (内訳) 施設を使用させる期間 2件

立入調査等の権限 1件

近隣住民への事前説明 3件

手数料 1件

その他 9件

### ≪委員の主な意見≫

- ・ ワイン醸造及び自然体験民泊について、事業が成功するよう、有識者の意 見を参考にして積極的な支援に努められたい。
- 新たな特区メニューの提案をしやすい環境づくりに努められたい。
- 特区事業を活用して、新たな特産品の開発や創業者支援に努められたい。

### ○ 平成28年11月2日 総務財政委員会

区域計画の認定、介護ロボット等を活用した先進的介護の実証事業及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要について、当局から説明を受けた。

#### (説明要旨)

- ① 区域計画の認定について
  - 滞在施設の旅館業法の適用除外(特区民泊)及び特産酒類の製造事業(構造改革特区の特例)について、10月4日付で内閣総理大臣から認定された。
- ② 介護ロボット等を活用した先進的介護の実証事業について 産業医科大学人間工学研究室の泉博之准教授を中心に、施設での作業観察・分析を行い、10月下旬より介護ロボットを施設に導入して本格的な実証を開始。
- ③ 国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要について 内外観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するため、国家戦略特別区域外国 人滞在施設経営事業の要件を見直し、施設の使用期間を短縮するとともに、

近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等を追加するため、国家戦略特別区域法施行令の一部が改正されたもの。

### ≪委員の主な意見≫

- ・ 特区事業に取り組む事業者に対して、販路や活用メニューの確保等による 十分な支援に努められたい。
- ・ 特区民泊の推進により、既存のホテル・旅館業者等に影響を及ぼさないよう配慮されたい。
- ・ 介護ロボット等の活用に当たり、被介護者の気持ちに十分配慮するよう努められたい。

#### ○ まとめ

少子高齢化や人口減少が急速に進展する本市において、魅力発信による集客の 増加、定住の促進は大きな課題の一つである。

特区事業は始まったばかりであるが、国家戦略特区を有効に活用することで本 市の魅力が広く内外に発信され、本市のイメージアップにつながっていくものと 考えられる。

特区事業に取り組む事業者への積極的な支援を実施し、本市の地場産業の育成や新たな特産品の開発が図られ、更なる魅力の創出につなげられたい。

#### (2) 行財政改革について

○ 平成28年1月20日 総務財政委員会

北九州市行財政改革大綱の概要、平成26年度の取り組み結果、平成27年度の推進計画及び行財政改革推進懇話会における主な意見と今後の方向性について、当局から説明を受けた。

#### (説明要旨)

- ① 北九州市行財政改革大綱は、平成26年度以降の取り組みをまとめたものであり、以下の4つの柱で構成されている。
  - I 簡素で活力ある市役所の構築について
  - Ⅱ 外郭団体改革について
  - Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて
  - IV 公共施設のマネジメントについて
- ② 取り組みの効果額

平成26年度実績 54億6,300万円 平成27年度計画 41億7,700万円

- ③ 行財政改革推進懇話会における構成員の主な意見
  - ・ 年々増加する福祉・医療経費に対応するため、中長期的な視点で市の経 営を考える必要がある。
  - ・ マイナス思考にならず、未来が描けるような改革にすることが重要である。

- ・ 公共施設については、削減面だけでなく、市民生活の向上などプラスの 面を見せていくことも必要である。
- ・ 削減額の数値目標を掲げてノルマを課すようなやり方ではなく、市が果 たすべきミッションを確実に達成することが重要である。
- ・ 管理職にどのような能力を求めるのか、また、人事評価ではどういった 能力を評価するのかが重要である。
- ・ 指定管理者制度では、民間のノウハウや創意工夫が十分に発揮されるようにすべきである。
- ・ 行財政改革推進計画に定められた項目を実施するだけでなく、今後のことをしっかりと見据えながら、見直しに取り組むことが必要である。

### ≪委員の主な意見≫

- 任期付職員採用制度の柔軟な活用を検討されたい。
- ・ 環境業務指導員、動物愛護指導員、校務員の業務の方向性について、今後 議論を深めたい。
- ・ 民間委託に適さない業務については、対外的に明確な理由を発信されたい。
- ・ 公共施設マネジメントの短期的な目標の設定とその進捗状況を、市民に示されたい。
- ・ 公立病院については、そのあり方についての議論を重ねた上で、改革に取り組まれたい。
- ・ 市民に対するサービス水準と職員のモチベーションを維持しながら、行財 政改革を進められたい。
- ・ 職員数の削減は、市民サービスへの影響を考慮して段階的に進めるよう検討されたい。
- 行財政改革の効果を市民にわかりやすく広報されたい。

## ○ 平成28年2月3日 総務財政委員会

今後の調査の進め方について、委員間討議を行った。また、夜宮弓道場、戸畑 体育館及び戸畑D街区スポーツ施設の視察を行い、現地において説明を受けた。 (委員間討議における主な意見)

- 市が直接実施する業務について、他都市の状況を踏まえて検討してはどうか。
- ・ 病院事業のあり方について、当委員会としても調査を行ったほうがよいの ではないか。
- ・ 職員の定数管理のあり方について、業務量との比較などの調査を行っては どうか。

#### ○ まとめ

行財政改革を進めるに当たっては、市民へのサービス水準、職員のモチベーションの維持等に配慮しつつ、高い効果を生み出していく必要がある。

そのため、今後新たな改革に着手することが考えられるが、特に市民サービスに直結する改革に着手する場合には、議会、市民、有識者等からの幅広い意見を踏まえ、議論を重ねた上で丁寧に進められたい。